

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成 17 年 3 月 25 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の賃貸借に関する契約
- (2) 賃貸借契約を伴う物品の維持管理に関する業務委託契約
- (3) 施設の清掃、保守点検等の維持管理に関する業務委託契約
- (4) 情報システムの使用及び保守に関する契約
- (5) ソフトウェアの使用許諾に関する契約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(契約期間の限度)

第 3 条 長期継続契約ができる契約の期間は、6 年以内とする。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。